

消防団協力事業所が新たに増えました

消防団協力事業所表示制度は、消防団と地域事業所との協力体制を促進するため、消防団活動に積極的に協力している企業を認定しPRする制度で、平成22年に石狩北部地区消防事務組合に導入され、これまで市内の5事業所が認定されていたところです。

このたび平成28年8月1日付けで、新たに2事業所が認定され、災害時等に事業所が保有する資機材（重機等）を消防団活動のため提供していただけることとなりました。

○株式会社花川重機建設



○花川産業株式会社



『問い合わせ先』

石狩消防署 総務課 消防団担当

電話：0133-74-7112

石狩消防団